

令和3年度 厚生労働省補正予算案（参考資料）

IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

～ 目 次 ～

- 水道施設の耐災害性強化等・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 医療施設等の耐災害性強化等・・・・・・・・・・・・ 3
- 社会福祉施設等の耐災害性強化等・・・・・・・・・・・・ 5
- 建設アスベスト給付金の支給等・・・・・・・・・・・・ 12
- B型肝炎訴訟の給付金等の支給・・・・・・・・・・・・ 14

水道施設整備費補助金(公共)

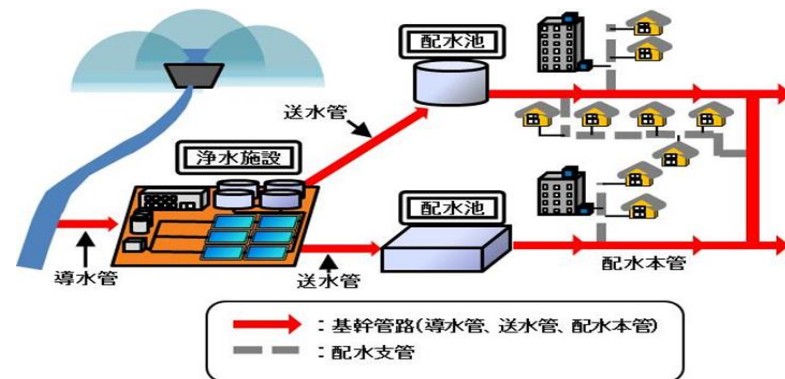
令和3年度補正予算案 25億円

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【事業メニュー】

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業



生活基盤施設耐震化等交付金(非公共)

令和3年度補正予算案 365億円

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金制度を平成27年度に創設。

都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画（生活基盤耐震化等事業計画）に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業メニュー】

- 水道施設等耐震化事業
 - ・ 水道施設の耐震化に資する施設整備（5か年加速化対策を踏まえた耐震化事業を含む。）
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ・ 水道事業の広域化に資する施設整備等

<参考：水道施設整備に対する財政支援の考え方>

水道施設の整備については、地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業に対して、その整備に要する費用の一部に対して財政支援を行っている。

事業内容

災害により被害を受けた水道施設の原形復旧や、応急的に施設の設置に要する事業費の一部を補助する。

補助率等

原則：1/2

例外：災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に規定する激甚災害として指定された場合等

2/3

上限額：設定無し

参考：阪神・淡路大震災

（特別立法適用地域 8/10）

東日本大震災

（特別立法適用地域 80/100～90/100）

平成30年7月豪雨（2/3）

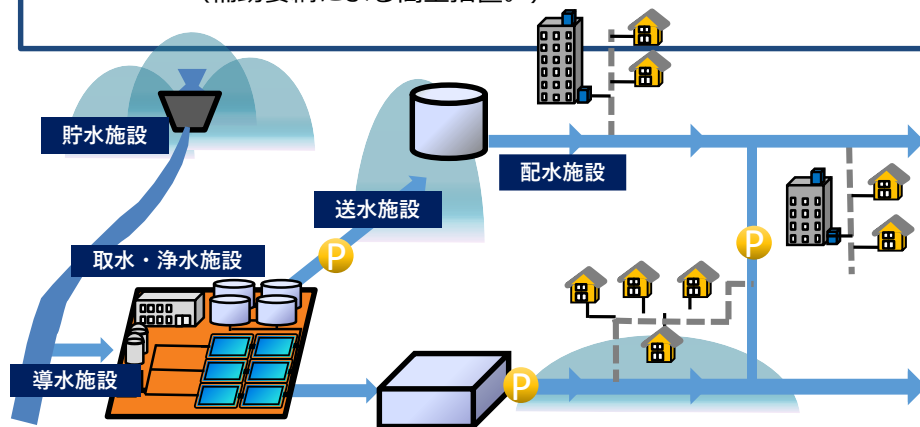
（補助要綱による高上措置。）

平成30年北海道胆振東部地震（2/3）

（補助要綱による高上措置。）

令和元年度台風19号、20号及び21号（2/3）

（補助要綱による高上措置。）



補助対象施設

地方公共団体が管理する水道事業等のための施設であって、次の施設に係る建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備

- **取水施設**（井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設）
- **貯水施設**（貯水池、その他貯水に必要な施設）
- **導水施設**（導水管、専用道路、その他導水に必要な施設）
- **浄水施設**（浄水池、沈殿池、ろ過池、滅菌室、ポンプ室、その他浄水に必要な施設）
- **送水施設**（送水管、送水ポンプ、専用道路、その他送水に必要な施設）
- **配水施設**（配水池、配水管、配水ポンプ、専用道路、その他配水に必要な施設）

※その他、水道施設被害が甚大となる災害（直近の例：令和元年度台風19号、20号及び21号）の場合には、給水装置の一部や漏水調査も対象とすることがある。

【参考】

応急給水については、災害救助法に基づく措置として、都道府県が実施（市町村に委任する場合を含む。）し、国がその費用の一部を負担する制度（内閣府所管）がある。

事業内容

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災したときは、被災した医療施設等の管理者がその原形復旧を行うことになるが、令和3年8月の大雨等により被災した公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の復旧事業について、国がその経費の一部を補助するもの。

交付対象施設

①医療機関

1) 公的医療機関

地方自治体、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会 等

2) 政策医療実施機関(公的医療機関除く)

救命救急センター、病院群輪番制病院、在宅当番医制診療所、へき地医療拠点病院 等

②医療関係者養成施設

看護師等養成所、救急救命士養成所 等

③上記以外

研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎 等

補助率・対象経費

【通常の場合】	【激甚災害の場合】
<p>○補助基準額</p> <p>1) 公的医療機関： 上限額なし</p> <p>2) 政策医療実施機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター 76,910万円 ・病院群輪番制病院 8,020万円 等 	<p>交付対象施設の基準額の上限が撤廃される(研修施設等一部例外あり)</p>
<p>○補助率</p> <p>1/2</p>	<p>公的医療機関の補助率を2/3にかさ上げ</p>
<p>○対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の工事費又は工事請負費(病棟(室)、受水槽、エレベータ 等) ・ 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備(CT、MRI等) 	<p>1品あたり50万円を超える医療機器(歯科診療所の場合10万円を超えるもの)が対象となる</p>
<p>※ 復旧事業は1件につき80万円以上であること</p> <p>※ 補助基準額、対象経費は交付対象施設により異なる</p>	

医療施設等耐震整備事業

令和3年度補正予算案:14億円

概要

病院の耐震改修状況については、毎年度調査を行い、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は令和2年9月時点で93.6%であり、まだ十分とはいえない。(病院全体の耐震化率は77.3%)

このため、未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(Is値0.3未満)を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。

※ Is値とは、地震に対する建物の耐震性能を表す指標であり、震度6以上の地震に対して、Is値0.6未満は未耐震の建物としており、0.3未満は、震度6以上の地震に対して建物が倒壊、又は崩壊する危険性が高い。(特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針(H7建設省告示))

【災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化の状況】

耐震整備が完了していない病院数：49病院（令和2年9月時点）

【補助対象】

民間等の病院(災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(Is値0.3未満)を有する病院)

【調整率】 0.50

(耐震整備の例)



児童福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策

概要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく4つの緊急対策を実施する。

- ① 児童福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④ 児童福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

①耐震化整備

箇所：595カ所

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：児童福祉施設等の耐震化を推進する。

②非常用自家発電設備整備

箇所：5カ所

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：児童福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

③ブロック塀等改修整備

箇所：385カ所

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：児童福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

④水害対策強化

箇所：45カ所

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

児童福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設等分）

1. 概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・母子生活支援施設 ・乳児院
- ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設 ・婦人保護施設 ・助産施設 ・児童家庭支援センター
- ・児童厚生施設 ・児童自立生活援助事業所 ・子育て支援のための拠点施設 等

3. 補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費

4. 交付先

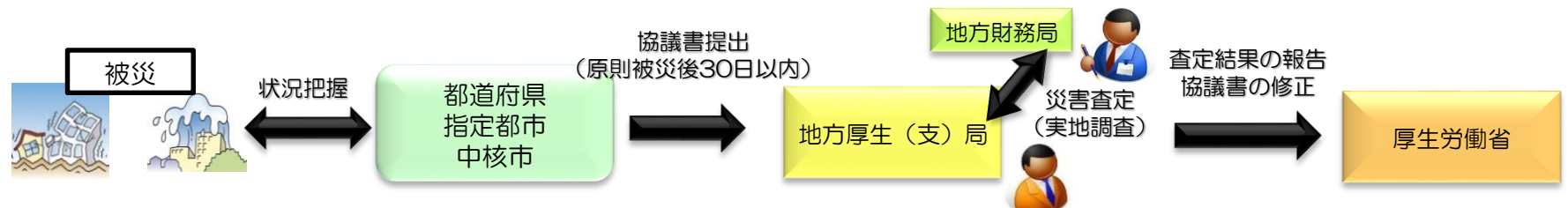
都道府県、指定都市、中核市

5. 国庫補助率

施設整備： 通常(※)1/2 または 1/3（施設種類によって異なる）

※ 激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて $1/2 + \alpha$ または $1/3 + \alpha$ となる。
（別途、激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により $1/2 \rightarrow 2/3$ または $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ対象とする）

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ



障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業

令和3年度補正予算案:85億円

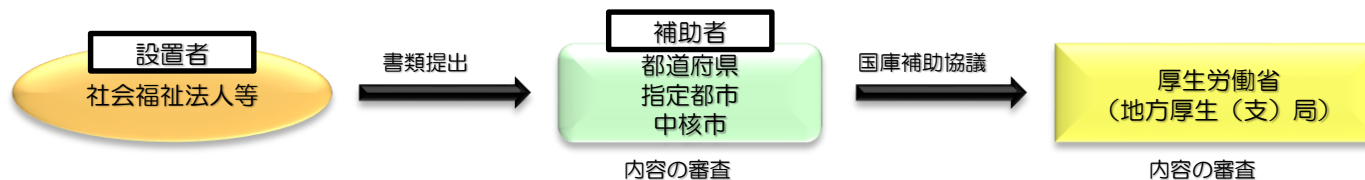
- 障害者支援施設等について、防災・国土強靱化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等に要する費用を補助する。

防災・減災対策

- 近年の自然災害を教訓に、障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、浸水被害等に備えた改修等の防災・減災対策を進める。



補助割合 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4



障害者支援施設等の災害復旧（施設整備）事業

令和3年度補正予算案: 44百万円

災害により被害を受けた障害者支援施設等を復旧することを目的に、都道府県等に対し復旧に要した費用の一部を助成する。

1. 対象施設

- ① 現在、「社会福祉施設等施設整備費補助金」等において国庫補助対象となっている社会福祉施設
- ② 過去、「社会福祉施設等施設整備費補助金」等において国庫補助対象となっていた社会福祉施設

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、共同生活援助、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、福祉ホーム、保護施設、身体障害者社会参加支援施設 等

2. 対象経費

- 社会福祉施設等の災害復旧事業に要する経費
※ 災害復旧事業が1件につき80万円以上

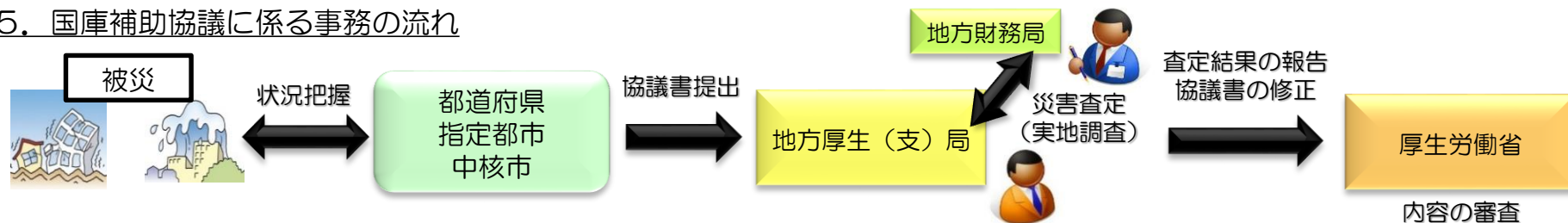
3. 設置主体

- 都道府県、政令市、中核市、社会福祉法人、医療法人 等

4. 負担割合

- ① 直接補助の場合 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2
- ② 間接補助の場合 国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、設置主体 1/4
※ 激甚法の対象施設（公立施設の一部、児童福祉施設）については、被害状況に応じて負担割合が決定される。

5. 国庫補助協議に係る事務の流れ



1. 概要

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた介護施設等に関し、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション 等
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 設置主体

都道府県、市町村、社会福祉法人 等

5. 補助率

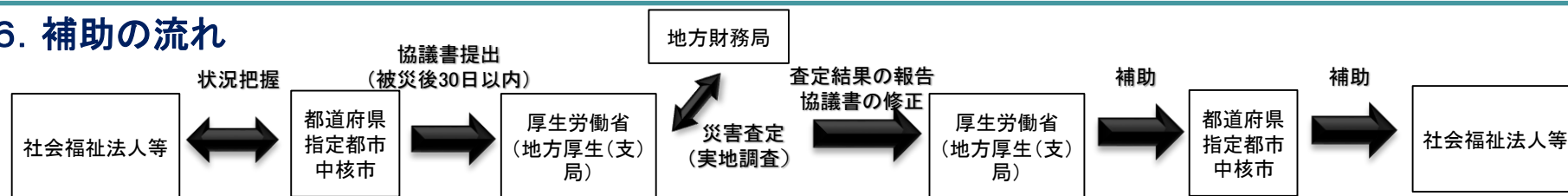
◇特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の場合：国1/2、都道府県・政令市・中核市1/4、事業者1/4

※ 施設種類によって異なる

※ 激甚災害法が指定され、被災施設所在都道府県・政令市・中核市が以下の要件に該当する場合は、特別養護老人ホーム・養護老人ホームの国庫補助率を引き上げ（国・都道府県等5/6、事業者1/6）

- ・被災施設（復旧費用が60万円以上の施設）が当該都道府県・政令市・中核市の施設数の1/10以上
- ・当該都道府県・政令市・中核市の1施設当たりの平均復旧費用が80万円以上

6. 補助の流れ



「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、**耐震化改修**のほか、**非常用自家発電の整備**、**水害対策に伴う改修等**、**倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修**の対策を講じる。

① 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、非常用自家発電設備の設置や水害対策に伴う改修等を促進

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

② 高齢者施設等の非常用自家発電・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電時にも、施設機能を維持するための電力の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備の設置、水害対策に伴う改修等を促進

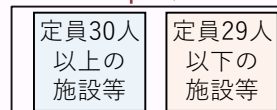
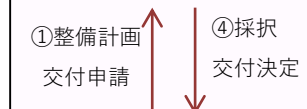
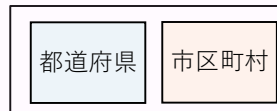
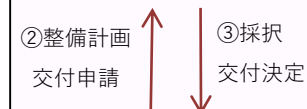
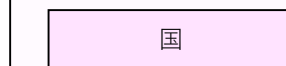
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
		ii	なし	総事業費80万円/施設	

③ 高齢者施設等の安全対策強化事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進

	施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター 等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし

補助の流れ



【参考】「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）（抜粋）

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

・ **社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）**（厚生労働省）

地方改善施設整備費

【要旨】

令和3年度補正予算案:2.8億円

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)を踏まえ、地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして地域住民が利用する施設である隣保館の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策)について、更なる促進を図る。

【事業概要】 隣保館の耐災害性強化対策として、以下の整備に要する費用を補助する。

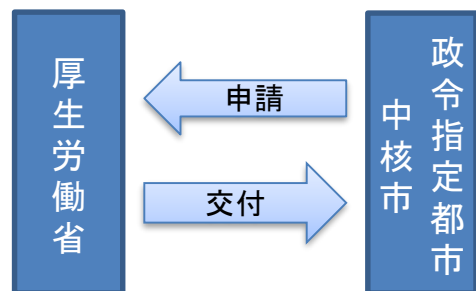
- ① 耐震性が無い場合の耐震化整備
- ② 倒壊の恐れがある等、安全性に問題のあるブロック塀等が設置されている場合の改修整備

【実施主体】 市町村

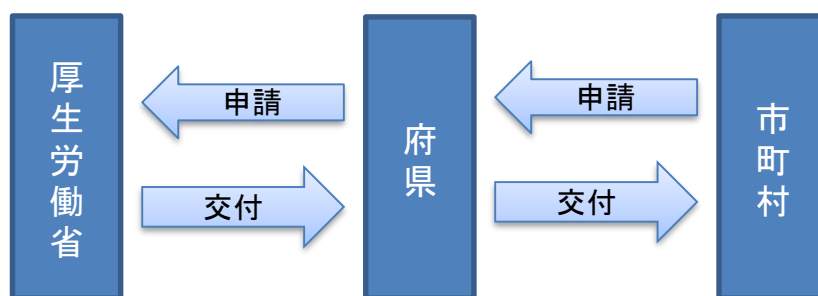
【補助率】 国1/2、政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市町村1/4

※ 補助金の流れ

(実施主体(設置主体)が政令指定都市・中核市の場合)



(実施主体(設置主体)が一般市町村の場合)



※ 5か年加速化対策における「耐震化率の10%向上」及び「安全性に問題のある全てのブロック塀の改修」に必要な所要額
⇒ 5か年で13.8億円(1,379,526千円)

① 事業の目的

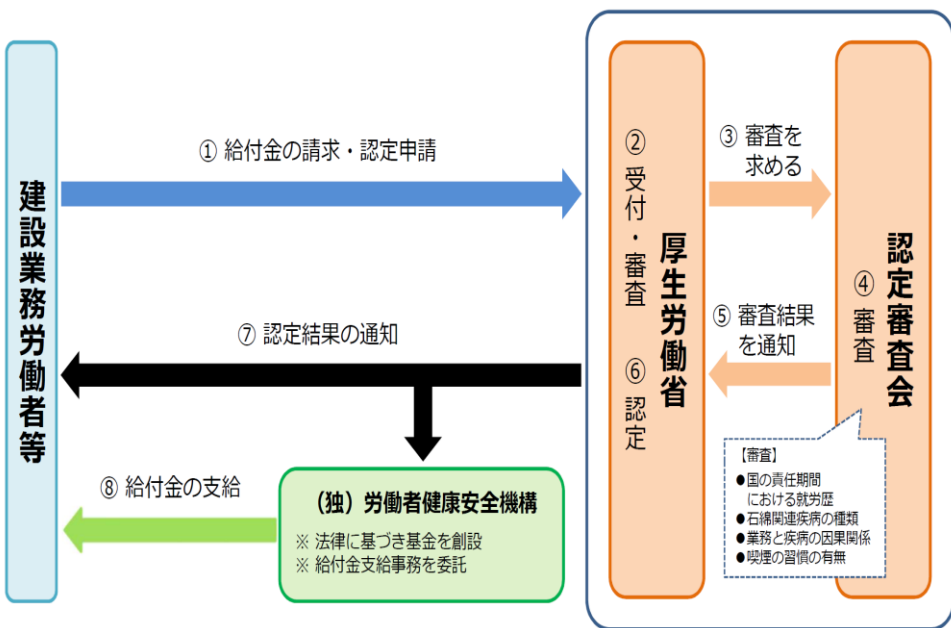
建設業務労働者等が、労働安全衛生関係法令に基づく国の規制権限の不行使により石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害が生じたとして、国家賠償請求訴訟が複数提起されていたが、令和3年5月、国の責任を認める最高裁判決が出された。当該判決等を踏まえ、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が令和3年6月成立した。

本事業は、同法に基づき、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行い、その損害の迅速な賠償を図るもの。

② 事業の概要

特定石綿被害建設業務労働者等に対し、その石綿関連疾病による精神上的苦痛を受けたことによる損害を賠償するための給付金を支給するため、独立行政法人労働者健康安全機構に、支払に要する費用に充てるために基金を設け、給付金等の支払等の業務を行う。

③ 事業のスキーム図



○対象者（特定石綿被害建設業務労働者等）

石綿にさらされる建設業務【表1】に従事することにより、石綿関連疾病（※）にかかった労働者、一人親方等

【表1】

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る業務

※石綿関連疾病：中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4）及び良性石綿胸水

○ 給付金の支給等

① 給付金の支給
国は、特定石綿被害建設業務労働者等又はその遺族に対し、【表2】の額の給付金を支給

【表2】

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

※ 処分に不服がある場合、審査請求又は取消訴訟を提起可能

建設アスベスト給付金制度(R3補正)の概要

概要

- 建設業務労働者等が、労働安全衛生関係法令に基づく国の規制権限の不行使により石綿肺、肺がん及び中皮腫等の健康被害が生じたとして、国家賠償請求訴訟が複数提起されていたが、令和3年5月17日、国の責任を認める最高裁判決が出された。
- 当該判決等を踏まえ、被告(国)と原告団・弁護団により組織されている建設アスベスト訴訟原告団等は、令和3年5月18日に建設アスベスト訴訟の和解に関する基本合意書を締結。
- 基本合意書に記載の「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号)が令和3年6月に成立(成立日:令和3年6月9日、公布日:同年6月16日)。
- 本施策は、同法に基づき、特定石綿被害建設労働者等に対し、その石綿関連疾病による精神上的苦痛を受けたことによる被害を賠償するための給付金等を支給するため、独立行政法人労働者健康安全機構に、支払いに要する費用に充てるために基金を設け、給付金等の支払い業務を行うもの。

所要額

	既に労災等認定を受けていると推計される者(※)	将来、発症(労災等認定)すると推計される人数	合計
対象者数	約13,325人	約17,556人	約31,000人
一人当たりの最大支払額	1,300万円		
所要額	約1,722億円	約2,270億円	約3,992億円

	給付金等(※)	機構事務費	国事務費(デジ庁含む。)	合計
R3補正予算額	約1,722億円	約4.4億円	約3.0億円	約1,730億円

※ R元年度までの石綿関連疾患による労災等支給決定者数(約19,000人)に建設業の推計割合(約56%)を乗じた人数から既に提訴している者(約1,000人)を除いた人数にR2~R7年度に発症すると考えられる者(約3,700人)を加えた約13,300人を制度当初を含めた最初の5年間の対象者数とし、健康被害の病態や生死の区分に応じて給付金を見込んだ。

[人数:約19,000人×約56%−約1,000人+約3,700人=約13,300人(13,325人)]

[金額:①671人×1,150万円=約77億円、②12,654人×1,300万円=約1,645億円、合計約1,722億円]

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金

■特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。(平成24年1月施行。令和3年度改正法(6月18日公布・施行)により、令和8年度末まで延長)

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。
- ※ 給付金等を受けるためには提訴する必要がある。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金：※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。
- | | | | |
|------------------|--------|---------------------------|---------------|
| ① 死亡・肝がん・肝硬変(重度) | 3600万円 | ② 除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変(重度) | 900万円 |
| ③ 肝硬変(軽度) | 2500万円 | ④ 除斥期間が経過した肝硬変(軽度) | 600万円(300万円*) |
| ⑤ 慢性B型肝炎 | 1250万円 | ⑥ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎 | 300万円(150万円*) |
| ⑦ 無症候性持続感染者 | 600万円 | ⑧ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者 | 50万円 |
- ※ 訴訟手当金として、弁護士費用(給付金の4%)、検査費用を支給。*現にり患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額
- (2) 追加給付金：(1)の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額(②、④、⑥及び⑧は全額)を支給他に、⑧については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

3. 請求期限

- ・令和9年3月31日までに提訴(和解日等から1か月以内に請求)
- ・なお、追加給付金は、病態が進展したことを知った日から5年以内に請求(新規の提訴は不要)
- 定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求(新規の提訴は不要)

4. 費用及び財源

- ・社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- ・政府は、平成24年度から令和8年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保(法附則)。